

指定訪問看護 重要事項説明書（介護・医療）

訪問看護サービスの提供開始にあたり、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第37号第8号）に基づいて説明すべき重要事項は次の通りです。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社cocoyori Labo
代表者氏名	代表者 池田 大貴
本社所在地	岡山県倉敷市西阿知町西原978-3 TEL 086-476-7173 FAX 086-476-7174
法人設立年月日	令和8年3月5日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ここより訪問看護ステーション
事業所番号	3360290898（指定事業所番号）
事業所所在地	〒710-0806 岡山県倉敷市西阿知町西原978-3
連絡先 相談担当者名	TEL 086-476-7173 FAX 086-476-7174 管理者 上川 聖平
事業所の通常の 事業の実施地域	倉敷市 地域外においては相談に応じます

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	介護保険法・健康保険法の趣旨に従い、利用者が、その居宅において、その人が有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるようその療養生活を支援し、心身の機能に維持回復を目指すことを目的とする。
運営の方針	1 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利

	用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
--	--

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（祝日、12月30日～1月3日を除く）
営業時間	午前8時30分～午後5時00分

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日～土曜日
サービス提供時間	午前8時30分～午後5時00分

※緊急時訪問看護加算の契約利用者に対しては24時間体制で、ご相談及び臨時訪問を行います。

(5) 事業所の職員体制

管理者	看護師 上川 聖平
-----	-----------

職	職務内容	人員数
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1 名

訪問看護	看護師	1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。 9 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 10 訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。	常勤換算 2.5名以上
	理学療法士等	1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。	1名以上

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 1 病状の観察、心身の観察とケア 2 日常生活の援助と指導（食事指導・排泄介助、身体の清潔保持・褥瘡予防） 3 医師の指示による医療処置 ・尿道留置カテーテル、自己導尿管理ケア ・経管チューブ、胃ろう管理ケア ・腹膜還流装置管理ケア ・透析液供給装置管理ケア ・在宅酸素療法管理ケア ・中心静脈栄養管理、輸液、ポンプ管理 ・人工肛門、人工膀胱管理ケア ・気管切開（気管カニューレ）の管理ケア ・創傷及び床ずれ処置（状態によっては特別管理加算対象） ・喀痰の吸引、管理 ・点滴、注射 4 リハビリテーション 5 介護者、家族の健康・療養・介護についての相談 6 各種在宅サービスに関する相談と情報提供 7 ターミナルケア（終末期のケア） 等

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- 1 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- 2 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- 3 利用者の同居家族に対するサービス提供
- 4 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- 5 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- 6 その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料について

1. 介護保険の場合

訪問看護費	内容	料金（自己負担）		
		1割	2割	3割

20分未満		1回あたり	314円	628円	942円
20分以上30分未満		1回あたり	471円	942円	1,413円
30分以上60分未満		1回あたり	823円	1,646円	2,469円
60分以上90分未満		1回あたり	1,128円	2,256円	3,384円
理学療法士等による訪問	20分訪問を2回まで行った場合	1回あたり	294円	588円	882円
	20分訪問を3回以上行った場合	1回あたり	265円	530円	795円
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	ご利用者様及びその家族様から看護に関する相談に常時対応できる体制を整えている	1月あたり	574円	1,148円	1,722円
特別管理加算（Ⅰ）	胃ろう・気管切開・留置カテーテル・酸素等の特別な管理が必要な利用者に対して	1月あたり	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算（Ⅱ）		1月あたり	250円	500円	750円
ターミナルケア加算	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合	最終訪問月	2,500円	5,000円	7,500円
初回加算（Ⅰ）	退院（所）した日に初回訪問を行った場合	初回訪問月	350円	700円	1,050円
初回加算（Ⅱ）	退院（所）した翌日以降に初回訪問を行った場合	初回訪問月	300円	600円	900円
退院時共同指導加算	退院（所）にあたり、看護師等が退院時共同指導を行った後、初回訪問時に算定（初回加算との併用はなし）	1回又は2回	600円	1,200円	1,800円
看護・介護職員連携強化加算	訪問介護と連携し、支援を行った場合	1回あたり	250円	500円	750円
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とし、90分以上訪問を行った場合	1回あたり	300円	600円	900円
複数名訪問看護加算（Ⅰ）	30分未満	1回あたり	254円	508円	762円
	30分以上	1回あたり	402円	804円	1,206円
介護職員等処遇改善加算	総単位数の1.8%を加算				

2. 介護予防の場合

訪問看護費	内容		料金（自己負担）		
			1割	2割	3割
20分未満			303円	606円	909円
20分以上30分未満			451円	902円	1,353円
30分以上60分未満			794円	1,588円	2,382円

60分以上90分未満			1,090円	2,180円	3,270円
理学療法士等による訪問	20分訪問を2回まで行った場合	1回あたり	284円	568円	852円
	20分訪問を3回以上行った場合	1回あたり	142円	284円	426円
理学療法士等による訪問 (利用開始日の属する月から12月越)	20分訪問を2回まで行った場合	1回あたり	279円	558円	837円
緊急時訪問看護加算(Ⅱ) 特別管理加算(Ⅰ) 特別管理加算(Ⅱ) ターミナルケア加算 初回加算(Ⅰ) 初回加算(Ⅱ) 退院時共同指導加算 看護・介護職員連携強化加算 長時間訪問看護加算 複数名訪問看護加算	介護保険の場合と同様				
介護職員等処遇改善加算	総単位数の1.5%を加算				

3. 医療保険の場合

訪問看護基本療養費	内容		料金(自己負担)		
			1割	2割	3割
【訪問看護基本療養費(Ⅰ)】					
イ 看護師・保健師・助産師の場合	週3日まで	1日あたり	555円	1,110円	1,655円
	週4日目以降		655円	1,350円	1,965円
ロ 准看護師の場合	週3日まで	1日あたり	505円	1,010円	1,515円
	週4日目以降		605円	1,210円	1,815円
二 理学療法士等の場合		1日あたり	555円	1,110円	1,655円
訪問看護基本療養費(Ⅱ)	同一建物居住者で同一日3人以上訪問				
イ 看護師・保健師・助産師の場合	週3日まで	1日あたり	278円	556円	834円
	週4日目以降		328円	656円	984円
ロ 准看護師の場合	週3日まで	1日あたり	253円	506円	759円
	週4日目以降		303円	606円	909円
二 理学療法士等の場合		1日あたり	278円	556円	834円
訪問看護基本療養費(Ⅲ)	外泊中		850円	1,700円	2,550円
難病等複数回訪問加算	1日2回の訪問		450円	900円	1,350円

(週4回以上の訪問を算定できる方)		同一建物3人以上	400円	800円	1,200円
	1日3回の訪問		800円	1,600円	2,400円
		同一建物3人以上	720円	1,440円	2,160円
特別地域訪問看護加算	片道1時間以上を要する場合	訪問看護基本療養費の50/100			
緊急時訪問看護加算	月14日目まで	1日あたり	265円	530円	795円
	月15日目以降	1日あたり	200円	400円	600円
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とし90分以上訪問(週1回を限度)	1回あたり	520円	1,040円	1,560円
夜間・早朝訪問看護加算	18:00～22:00 6:00～8:00	1回あたり	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算	22:00～6:00	1回あたり	420円	840円	1,260円
複数名訪問看護加算	イ看護師と他の看護師等の場合(週1回)		450円	900円	1,350円
		同一建物3人以上	400円	800円	1,200円
	ロ看護師と准看護師の場合(週1回)		380円	760円	1,140円
		同一建物3人以上	340円	680円	1,020円
	ハ看護師とその他職員の場合(週3回)		300円	600円	900円
		同一建物3人以上	270円	540円	810円
	ニ看護師とその他職員の場合(難病など)	1日2回	600円	1,200円	1,800円
		同一建物3人以上	540円	1,080円	1,620円
		1日3回以上	1,000円	2,000円	3,000円
		同一建物3人以上	900円	1,800円	2,700円
訪問看護管理療養費		料金(自己負担)			
			1割	2割	3割
訪問看護管理療養費	月の初日の訪問	月の初日	767円	1,534円	2,301円
訪問看護管理療養費 1	月の2日目以降	1日あたり	300円	600円	900円
24時間対応体制加算		1月あたり	680円	1,360円	2,040円
特別管理加算	胃ろう・気管切開・留置カテーテル・酸素など特別な管理が必要な場合	1月あたり	500円	1,000円	1,500円
			250円	500円	750円
退院時共同指導加算	退院(所)に当たり、看護師等が退院時共同指導を行った	1回又は2回	800円	1,600円	2,400円

	場合				
特別管理指導加算	特別な管理が必要な 場合で、退院時共同 指導を行った場合		200円	400円	600円
退院支援指導加算	退院日の訪問	退院日	600円	1,200円	1,800円
	90分を超えた場合		840円	1,680円	2,520円
在宅患者連携指導加算	月2回以上、医療関 係職種間で情報交換 し、利用者又はその 家族に指導等行った 場合	必要時	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファ レンス加算	医療関係職種等が患 家でカンファレンス と療養上必要な指導 を行った場合	必要時（月 2回）	200円	400円	600円
訪問看護医療DX情報活用加 算	電子資格確認によ り、利用者の診療情 報を取得した上で計 画的な管理を行った 場合	1月あたり	5円	10円	15円
訪問看護情報提供療養費	保健福祉サービス等 に必要な情報を提供 した場合		150円	300円	450円
訪問看護ターミナルケア療 養費	死亡日及び死亡前14 日以内に2日以上 ターミナルケアを 行った場合	死亡月	2,500円	5,000円	7,500円
訪問看護物価対応料		月の初日	60円	120円	180円
		2日目以降1 日あたり	20円	40円	60円

4. 精神科訪問看護の場合

精神科訪問看護基本療養費	内容		料金（自己負担）		
			1割	2割	3割
【精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）】					
イ 看護師又は作業療法士の場合	週3日まで（30分以上）	1日あたり	555円	1,110円	1,655円
	週3日まで（30分未満）		425円	850円	1,275円
	週4日目以降（30分以上）		655円	1,310円	1,965円
	週4日目以降（30分		510円	1,020円	1,530円

	未満)				
□ 准看護師の場合	週3日まで (30分以上)	1日あたり	505円	1,010円	1,515円
	週3日まで (30分未満)		387円	774円	1,161円
	週4日目以降 (30分以上)		605円	1,210円	1,815円
	週4日目以降 (30分未満)		472円	944円	1,416円
【精神科訪問看護基本療養費 (Ⅲ)】 同一建物居住者で同一日3人以上の訪問					
イ 看護師又は作業療法士の場合	週3日まで (30分以上)	1日あたり	278円	556円	834円
	週3日まで (30分未満)		213円	426円	639円
	週4日目以降 (30分以上)		328円	656円	984円
	週4日目以降 (30分未満)		255円	510円	765円
□ 准看護師の場合	週3日まで (30分以上)	1日あたり	253円	506円	759円
	週3日まで (30分未満)		194円	388円	582円
	週4日目以降 (30分以上)		303円	606円	909円
	週4日目以降 (30分未満)		236円	472円	708円
【精神科訪問基本療養費 (Ⅳ)】 外泊中			850円	1,700円	2,550円
複数回訪問加算 特別地域訪問看護加算 緊急訪問看護加算 長時間訪問看護加算 夜間・早朝訪問看護加算 深夜訪問看護加算 訪問看護情報提供療養費 訪問看護ターミナルケア療養費1	医療保険の場合と同様				
訪問看護管理療養費					
訪問看護管理療養費 (月の初日の訪問の場合) 訪問看護管理療養費1 (月の2日目以降の訪問の場合) 24時間対応体制加算 特別管理加算 (Ⅰ) 特別管理加算 (Ⅱ) 退院時共同指導加算 特別管理指導加算	医療保険の場合と同様				

退院支援指導加算 訪問看護医療D X 情報活用加算 在宅患者連携指導加算 在宅患者緊急時等カンファレンス加算 訪問看護物価対応料	
--	--

4 その他の費用について

1 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は以下の通り、請求いたします。 1 実施地域を越えた地点から、片道おおむね5キロメートル未満 250円 2 実施地域を超えた地点から、片道おおむね5キロメートル以上 500円	
エンゼルケア (ご遺体のケア)	12,000円	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	24時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	12時間前までにご連絡の場合	1 提供当りの料金の50%を請求いたします。
	12時間前までにご連絡のない場合	1 提供当りの料金の100%を請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		

※その他利用者の居宅でサービスするために提供する、水道、ガス、電気等の費用はご利用者のご負担になります。

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

1 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	1 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 2 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに利用者あてお届け（郵送）します。
--	---

2 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	1 サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 （ア）事業者指定口座への振り込み （イ）利用者指定口座からの自動振替 （ウ）現金支払い 2 お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）
---	---

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

- 1 サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- 2 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- 3 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、主治の医師の指示並びに利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします
- 4 サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- 5 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。
- 6 暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。
職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。
信頼関係を築くためにもご協力をお願いいたします。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 上川 聖平
-------------	-----------

- 2 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- 3 虐待防止のための指針を整備しています。
- 4 成年後見制度の利用を支援します。
- 5 苦情解決体制を整備しています。
- 6 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- 7 介護相談員を受入れます。
- 8 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

1 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	1 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 2 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 3 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 4 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
2 個人情報の保護について	1 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 2 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 3 事業者が管理する情報については、利用者

	の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
--	---

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【家族等緊急連絡先】	氏名	続柄
	住所	
	電話番号	
	携帯電話	
	勤務先	
【主治医】	医療機関名	
	氏名	
	電話番号	

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	日本訪問看護財団
保険名	あんしん総合保険
補償の概要	サービス提供中に発生した事故、利用者・第三者への損害等に対応するため、損害賠償保険に加入しています。

12 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携

- 1 指定訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- 2 サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- 3 サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

15 サービス提供の記録

- 1 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- 2 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- 3 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16 衛生管理等

- 1 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- 2 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

17 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 ここより訪問看護ステーション 上川 聖平	所在地：岡山県倉敷市西阿知町西原978-3 電話番号：086-476-7173 受付時間：8時30分～17時30分（営業日のみ）
【市町村（保険者）の窓口】 倉敷市 介護保険課	所在地：岡山県倉敷市西中新田640 電話番号：086-426-3343 受付時間：9時～17時15分（土日祝は休み）
【公的団体の窓口】 岡山県国民健康保険団体連合会	所在地：岡山県岡山市北区桑田町17-5 電話番号：086-223-8811 受付時間：8時～12時、13時～17時

19 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

事業者	所在地	岡山県倉敷市西阿知町西原978-3
	法人名	株式会社cocoyori Labo
	代表者名	池田 大貴
	事業所名	ここより訪問看護ステーション
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。（※説明を行った記録として必要に応じて記載を求めています）

利用者	住 所	
	氏 名	印

代理人	住 所	
	氏 名	印